

# 入寮要項

(令和3年11月)

福島県立川口高等学校  
金山町教育委員会

## 1 設置について

安定した生活の場を提供し学習の便宜を図ることを目的とし、福島県が寄宿舎「学校寮」を、福島県大沼郡金山町（以下「金山町」）が町寮「若桐寮」を、通学が困難な生徒のために設置しています。

## 2 寮について

	定員（男女）	寮費	食事 開寮期間	主な設備（共同）
寄宿舎 「学校寮」	54人 男：27人 女：27人 ※3人/部屋	年間10万円程度  ※学校後援組織「桐径会」による補助後の金額です。	・月曜日～金曜日 ・土日祝および長期休業（夏冬春）中以外は開寮。	・洗濯機、乾燥機 ・冷蔵庫・電子レンジ ・テレビ・浴室 ・暖房・インターネット
町寮 「若桐寮」	50人 男：24人 女：26人 ※2人/部屋	年間24万円 (月額2万円)  ※金山町による補助後の金額です。	・3食付き ・土日祝含め年間を通じて開寮。ただし 8/13～16 および 12/29～1/3は閉寮。	・洗濯機、乾燥機 ・冷蔵庫・電子レンジ ・テレビ・浴室 ・冷房（共有スペースのみ） ・暖房・パソコン

## 3 入寮出願資格について

	出願資格（入寮条件）
寄宿舎 「学校寮」	・入寮申請があり、校長が認めた者 ・寮規則を遵守し、規則正しい生活ができる者
町寮 「若桐寮」	・自宅からの通学時間が2時間以上、且つ、月曜朝の登校および金曜夕の帰宅が困難と認められる者 福島県外、福島県中通り・浜通り、磐梯町、喜多方市の一帯等 ・寮規則を遵守し、規則正しい生活ができる者

※別途審議する場合もあります。

※あくまでも学校と保護者が子の成長を促すための施設であり、単に「生活状況の改善や自立等が理由」での入寮は認めません。

## 4 入寮手続きと審査結果について

### （1）寄宿舎「学校寮」

- ① 選抜出願書類に併せて『入寮願』を提出してください。
- ② 学校が審査し、選抜合格者発表時、合格者に対して、入寮の可否を通知します。
- ③ 新入生オリエンテーション時、『誓約書』を提出してください。

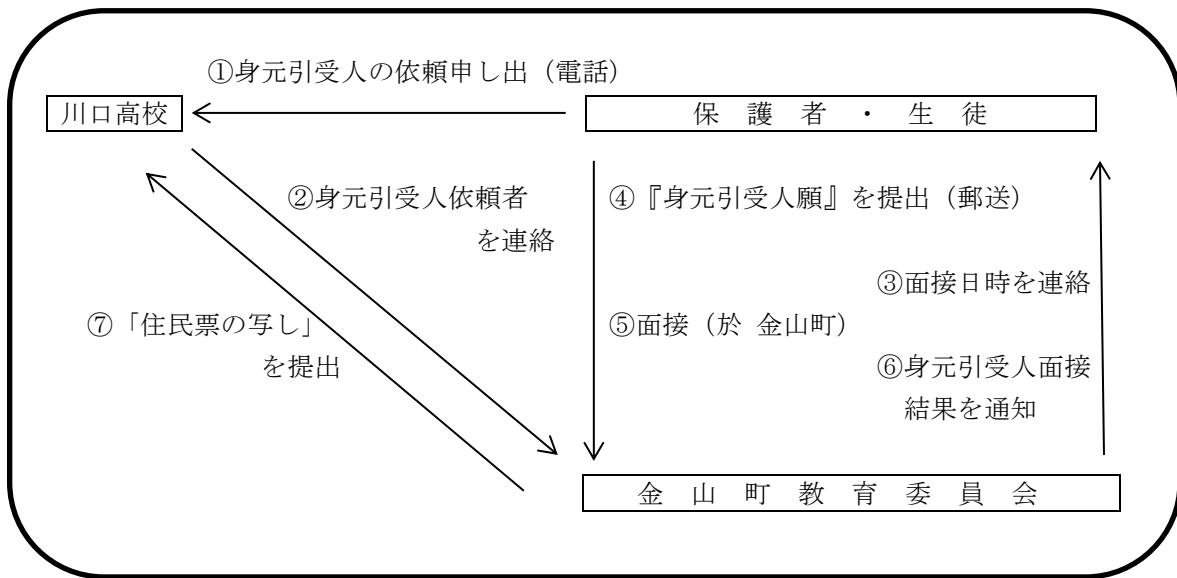
### （2）町寮「若桐寮」

- ① 「身元引受人」依頼の手続きを済ませてください。（具体的な流れは後述）  
※ 学区外からの出願には、保護者に代わり志願者を監督・保護する者（「身元引受人」）が必要となります。若桐寮に入寮する者についてはすべて、審査を経て、福島県大沼郡金山町教育委員会教育長（以下「金山町教育長」）が引き受けます。
- ② 選抜出願書類に併せて『入寮願』を提出する。  
※ 身元引受人の「住民票の写し」は、福島県大沼郡金山町教育委員会（以下「金山町教育委員会」）から直接学校へ提出されるため、願書への添付は不要です。なお、発行手数料（200円）は、保護者様の負担となります。

- ③ 金山町教育委員会が審査し、選抜合格者発表日以降、合格者に対して、入寮の可否を郵送にて通知します。
- ④ 新入生オリエンテーション時、金山町教育委員会へ『誓約書』を提出するとともに、金山町（若桐寮）への住民票の転入手続きを行ってください。  
※ 入学には、金山町（若桐寮）の住民票が必要となります。
- 若桐寮住所：〒968-0011 福島県大沼郡金山町大字川口字森ノ上 468 番地の1
- ⑤ 入学式のあと、若桐寮にて入寮式を行い、入寮となります。

**「身元引受人」依頼手続きの流れ** ※選抜出願までに完了していること。

- ① 保護者は、学校に電話連絡し、「身元引受人」依頼の申し出を行います。
- ② 学校は、金山町教育委員会へ、「身元引受人」依頼の申し出があつたことを連絡します。
- ③ 金山町教育委員会は、保護者に、電話にて面接の日時を連絡します。
- ④ 保護者は、速やかに、『身元引受人願』を金山町教育長宛に郵送します。
- ⑤ 志願者は、保護者同伴の上、金山町教育委員会の面接を受ける。
- ⑥ 金山町教育委員会は、保護者へ、「身元引受人」の諾否を通知します。
- ⑦ 金山町教育委員会は、学校へ、「身元引受人」の諾否について連絡するとともに、承諾された場合には「住民票の写し」を提出します。



## 5 問合せ

### 寄宿舎「学校寮」について

福島県立川口高等学校 〒968-0011 福島県大沼郡金山町大字川口字蛇沢 2434-2  
TEL 0241-54-2154 FAX 0241-54-2240

### 町寮「若桐寮」について

金山町教育委員会 〒968-0011 福島県大沼郡金山町大字川口字谷地 393  
TEL 0241-54-5360 FAX 0241-54-5377

## 6 規程

### A 寄宿舎「学校寮」規程

福島県立川口高等学校

#### 1 寮生規約

共同生活を通じて規則と責任を重んじ、親和、協調の精神を身につけるよう心がけ、明るく有意義な寮生活をするため次の事柄を守って行動する。

##### (1) 日課の実践について

- ① 日課の実践は規則正しく能率的に行い、他人に迷惑をかけない。
- ② 自主的に日課を進め、5分前行動を励行する。
- ③ 登校前に窓の施錠や消灯、コンセント等を確認し、舍監の点検をうける。
- ④ 登校後は放課後の帰寮時間まで、寮に帰らない。通常時は午後5時が入寮時間だが、定期考查期間中は午後3時、最終日のみ午後5時とする。また、特別な場合が生じた時は、その都度指示する。
- ⑤ 寮の日課表は次の通りとする。

登 校 前		放 課 後	
起 床	6:30	夕 食	17:30 ~ 19:00
洗面・清掃	6:30 ~ 6:50	入 浴	17:30 ~ 20:20
食 堂 集 合	6:55	自 由 時 間	~ 20:20
朝 食	7:00 ~ 7:40	玄 閥 施 锺	20:00
登 校	~ 8:00	点 呼	20:30
※ 起床時間・登校時間を厳守すること		学 習 時 間	20:30 ~ 21:30
		消 灯	23:00

##### (2) 生活について

- ① 互いに親睦を図るよう心がけ、挨拶を欠かさない。
- ② 他室への訪問・宿泊は自粛する。
- ③ 异性の部屋を訪問することは禁止する。
- ④ 風紀を乱すものはお互いに注意し、忠告する。
- ⑤ 所持品には必ず記名・整頓し、貸借しない。
- ⑥ 騒々しい音の出るものや、不要な図書の持ち込みは禁止する。
- ⑦ 携帯電話等の使用は、同室や他の者に迷惑がかからないようにする。起床前・消灯以降は使用しない。
- ⑧ 寮の設備・備品は大切にし、汚損・破損した場合は舍監に届け出る。故意と認められる場合は弁償する。
- ⑨ 寮の設備・備品は舍監の許可なくしては、移動、持ち出してはならない。
- ※ 禁止事項に違反した者については、特別に指導する。

##### (3) 服装について

- ① 登下校、外出、外泊等の場合はすべて生徒心得の通りとする。
- ② 寮内では高校生らしく、端正で派手でないもの、また常に清潔なものを着用する。
- ③ 上履きは底の柔らかなサンダルか、スリッパとする。

##### (4) 学習について

- ① 学習時間中は全員自主的、計画的に学習する。
- ② 消灯時間を過ぎても学習する場合は、舍監に申し出て延燈の許可を受ける。

(5) 食事について

- ① 偏食をせず、食事は残さずに食べるよう努力する。
- ② 食事を楽しくするために食事作法と食堂の規則を守る。
- ③ 朝食は全員一斉に会食する。
- ④ 昼食（弁当）のために、自分用の箸を用意する。
- ⑤ 食事当番は舍監の指示に従って準備と整理を行う。

(6) 保健衛生について

- ① 身体は常に清潔を保ち、自己の健康に留意する。
- ② 身体に異常を生じた時は舍監に連絡し、処置を受ける。
- ③ 病気等で体調が思わしくない場合は、登校し保健室で休養する。
- ④ 診療所での受診が必要な場合は、登校後診療所に行く。体調回復が思わしくない場合は自宅に帰宅し静養する。
- ⑤ 感染症の疑いがある場合は、拡大防止のため、医師及び学校の指示に従う。
- ⑥ 清掃は毎週水曜日の点呼終了後に行い、学期末毎に大掃除を実施し、寮内外の美化に努める。

(7) 帰省について

- ① 帰省（休日前以外）する場合は、必ず帰省届を寮務部に提出し許可を受ける。

(8) 面会について

- ① 面会は自由時間内とし、舍監に申し出て指示された場所で行う。
- ② 寮内には外来者の立ち入りを禁ずる。（寮生でない生徒は立ち入らせない。）

(9) 当番勤務について

- ① 当番は日誌を記入し、朝食時に舍監に提出する。

(10) 日課の実践について

- ① 金銭類はそれぞれの責任で管理する。（管理できない場合は舍監に申し出る。）
- ② 寮生間の金銭の貸し借りは禁止する。

(11) 防災について

- ① 火災予防には細心の注意を払い、避難方法・経路についてよく知っておく。
- ② 消火器、火災報知器等非常時に使用するものは、みだりに手をふれない。
- ③ 暖房の上に物を置かない。

(12) 退寮について

以下の事項に該当する生徒は原則退寮とする。

- ① 学校より特別指導を受けた生徒
- ② 再三の指導にも関わらず寮規程を守れない生徒
- ③ 部活動に積極的に参加しない生徒
- ④ 諸会費及び寮費を納入しない生徒

## 2 入寮上の注意

(1) 入寮の際、持参するもの（すべてに必ず記名をすること）

- ① 本人の印鑑
- ② 学用品一式、学校指定の運動着、運動靴、上履き（スリッパ・サンダル）
- ③ 保険証
- ④ 洗面・風呂・洗濯用具
- ⑤ 寝具類
- ⑥ 衣類
- ⑦ 寮生活に必要な物（常備薬、箸、爪切り、ハンガー、洗濯ばさみ、裁縫用具、傘等）

(2) 持参を禁止するもの

- ① 火気及び高熱を発生させる物（ライター、マッチ、アイロン、電気ポット、電熱器等）

- ② 周囲に騒音を発生させる物（ラジカセ、ギター等）
- ③ 人を傷つけるおそれのある物（ナイフ・包丁等の刃物類等）
- ④ 寄生活に不必要的物（モデルガン・ゲーム機、その他高価な物等。判断に迷う場合は学校に問い合わせること）
  - ※ 電気毛布・敷布・ヘアアイロン等は必要なら申し出て許可を得ること。
  - ※ 違反した場合は退寮時まで預かるものとする。

(3) 保健衛生について

- ① 入寮までに体調を整え、偏食をなくすように努める。
- ② 持病やアレルギー等のあるものは予め届け出ると共に、医師の指導を受け、日常使用の薬品があれば持参する。

## 1 寮生規約

共同生活を通じて規則と責任を重んじ、親和、協調の精神を身につけるよう心がけ、明るく有意義な寮生活をするため次の事柄を守って行動する。

## (1) 日課の実践について

- ① 日課の実践は規則正しく能率的に行い、他人に迷惑をかけない。
- ② 自主的に日課を進め、5分前行動を励行する。
- ③ 登校前に窓の施錠や消灯、コンセント等を確認する。
- ④ 登校後は放課後の帰寮時間まで、寮に帰らない。通常時は午後5時が入寮時間だが、定期考查期間中は午後3時、最終日のみ午後5時とする。また、特別な場合が生じた時は、その都度指示する。
- ⑤ 寮の日課表は次の通りとする。

## 【平日】

登 校 前		放 課 後	
起 床	6:30	夕 食	17:30 ~ 19:00
洗面・清掃	6:30 ~ 6:50	入 浴	17:30 ~ 20:20
食 堂 集 合	6:55	自 由 時 間	~ 20:20
朝 食	7:00 ~ 7:20	玄 関 施 锯	20:00
登 校	~ 8:00	点 呼	20:30
※ 起床時間・登校時間を厳守すること		学 習 時 間	20:30 ~ 21:30
こと		消 灯	23:00

【土曜・日曜・祝日】 ※ 起床時間を厳守し、自由時間には清掃等を実施すること。

朝		昼		夕	
起 床	6:30	昼 食	11:50~13:00	夕 食	17:30~19:00
洗面・清掃	6:30~6:50	自 由 時 間	~17:30	入 浴	17:30~20:20
食 堂 集 合	6:55			自 由 時 間	~20:20
朝 食	7:00~7:20			玄 関 施 锯	20:00
自 由 時 間	~11:30			点 呼	20:30
				消 灯	23:00

## (2) 生活について

- ① 互いに親睦を図るよう心がけ、挨拶を欠かさない。
- ② 他室への訪問・宿泊は自粛する。
- ③ 异性の部屋を訪問することは禁止する。
- ④ 風紀を乱すものはお互いに注意し、忠告する。
- ⑤ 所持品には必ず記名・整頓し、貸借しない。
- ⑥ 騒々しい音の出るものや、不要な図書の持ち込みは禁止する。
- ⑦ 携帯電話等の使用は、同室や他の者に迷惑がかからないようにする。起床前や消灯以降は使用しない。
- ⑧ 寮の設備・備品は大切にし、汚損・破損した場合は舍監に届け出る。故意と認められる場合は弁償する。

⑨ 寮の設備・備品は舎監の許可なくしては、移動、持ち出しつてはならない。

※ 禁止事項に違反した者については、特別に指導する。

(3) 服装について

- ① 登下校、外出、外泊等の場合はすべて生徒心得の通りとする。
- ② 寮内では高校生らしく、端正で派手でないもの、また常に清潔なものを着用する。
- ③ 就寝時以外はパジャマなどの使用を禁ずる。
- ④ 上履きは底の柔らかなサンダルか、スリッパとする。

(4) 学習について

- ① 消灯時間を過ぎても学習する場合は、舎監に申し出て延燈の許可を受ける。

(5) 食事について

- ① 偏食をせず、食事は残さずに食べるよう努力する。
- ② 食事を楽しくするために食事作法と食堂の規則を守る。
- ③ 朝食は全員一斉に会食する。
- ④ 昼食（弁当）のために、自分用の箸を用意する。
- ⑤ 食事当番は舎監の指示に従って準備と整理を行う。

(6) 保健衛生について

- ① 身体は常に清潔を保ち、自己の健康に留意する。
- ② 身体に異常を生じた時は舎監に連絡し、処置を受ける。
- ③ 病気等で体調が思わしくない場合は、登校し保健室で休養する。
- ④ 診療所での受診が必要な場合は、登校後診療所に行く。体調回復が思わしくない場合は自宅に帰宅し静養する。
- ⑤ 感染症の疑いがある場合は、拡大防止のため、医師及び学校の指示に従う。
- ⑥ 清掃は毎週1回行い、学期末毎に大掃除を実施し、寮内外の美化に努める。

(7) 帰省及び外泊について

- ① 帰省及び外泊をする場合は、帰省・外泊届を舎監に提出し許可を受ける。

(8) 面会について

- ① 面会は自由時間内とし、舎監に申し出て指示された場所で行う。
- ② 寮内には外来者の立ち入りを禁ずる。（寮生でない生徒は立ち入らせない。）

(9) 当番勤務について

- ① 当番は日誌を記入し、朝食時に舎監に提出する。

(10) 貴重品の扱いについて

- ① 寮費を持参した場合は、金山町役場出納室に納入する。
- ② 金銭類は各自の責任で管理する。（管理できない場合は金山町教育委員会に申し出る。）
- ③ 寮生間の金銭の貸し借りは禁止する。

(11) 防災について

- ① 火災予防には細心の注意を払い、避難方法・経路についてよく知っておく。
- ② 消火器、火災報知器等非常時に使用するものは、みだりに手をふれない。
- ③ 火災防止のため、使用を許可された電気器具以外は舎室で使用してはならない。
- ④ 暖房の上に物を置かない。

(12) 退寮について

以下の事項に該当する生徒は原則退寮とする。

- ① 学校より特別指導を受けた生徒
- ② 再三の指導にも関わらず寮規程を守れない生徒
- ③ 部活動に積極的に参加しない生徒
- ④ 寮費の滞納が3カ月以上続いた生徒
- ⑤ 成績不良により、原級留置（長期療養の場合を除く）となった生徒

## 2 入寮上の注意

- (1) 入寮の際、持参するもの（すべてに必ず記名をすること）
  - ① 本人の印鑑
  - ② 学用品一式、学校指定の運動着、運動靴、上履き（スリッパ・サンダル）
  - ③ 保険証
  - ④ 洗面・風呂・洗濯用具
  - ⑤ 寝具類
  - ⑥ 衣類
  - ⑦ 寮生活に必要な物（常備薬、箸、爪切り、ハンガー、洗濯ばさみ、裁縫用具、傘等）
- (2) 持参を禁止するもの
  - ① 火気及び高熱を発生させる物（ライター、マッチ、アイロン、電気ポット、電熱器等）
  - ② 周囲に騒音を発生させる物（ラジカセ、ギター等）
  - ③ 人を傷つけるおそれのある物（ナイフ・包丁等の刃物類、スケートボード等）
  - ④ 寮生活に不必要的物（モデルガン・ゲーム機、その他高価な物等。判断に迷う場合は学校に問い合わせること）

※ 電気毛布・敷布・ヘアアイロン等は必要なら申し出て許可を得ること。

※ 違反した場合は退寮時まで預かるものとする。
- (3) 保健衛生について
  - ① 入寮までに体調を整え、偏食をなくすように努める。
  - ② 持病やアレルギー等のある者は予め届け出ると共に、医師の指導を受け、日常使用の薬品があれば持参する。

以上